

令和5年第6回矢掛町議会第4回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和5年12月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前11時44分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 岡 敦	副 町 長 山 縣 幸 洋
教 育 長 山 部 英 之	総務防災課長 堀 賢 一
企画財政課長 松 嶋 良 治	町 民 課 長 妹 尾 茂 樹
税 務 課 長 妹 尾 一 正	健康子育て課長 小 川 公 一
福祉介護課長 稲 田 由 紀 子	産 業 観 光 課 長 池 田 敏 之
建 設 課 長 渡 邊 孝 一	上 下 水 道 課 長 平 井 勝 志
教 育 課 長 藤 原 徳 忠	病 院 事 務 長 坪 田 芳 隆
会 計 管 理 者 稲 田 欽 也	介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 小 出 優 子
矢 掛 寮 長 西 山 弘 之	総務防災課長代理 立 川 人 士
企画財政課財政係長 石 井 亮 太 郎	

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 発議第 3 号 矢掛町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて {令和5年度矢掛町一般会計補正予算(第5号)}
- 日程第6 議案第69号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第70号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第71号 井原鉄道株式会社が所有し、又は使用する固定資産に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第72号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第73号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第74号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第75号 字の区域及び名称変更について
- 議案第76号 町道の路線廃止について
- 議案第77号 町道の路線認定について
- 議案第78号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第79号 令和5年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第80号 令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第81号 令和5年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第82号 令和5年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第83号 令和5年度矢掛町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第84号 令和5年度矢掛町下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第85号 令和5年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算(第1号)について

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。師走に入り今年も残すところ1か月足らずとなりました。さて、本日は何かと御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第6回矢掛町議会第4回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（花川大志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、11番土田正雄君と、12番浅野毅君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（花川大志君）** 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日5日から13日までの9日間といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から13日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（花川大志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

○町長（山岡 敦君） 皆さん、おはようございます。

師走に入り、今年も残すところあと僅かとなりましたが、本日は、令和5年第6回矢掛町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本年は、記録的な猛暑となった夏が去り、迎えた秋には、多くのイベントが賑やかに開催されました。中でも、11月12日に開催された大名行列には多くの来場者で賑わいました。また、町内各所で行われたさまざまな行事においても、地域の明るさや活気がコロナ禍前に確実に元に戻ってきたことを実感し、大変喜ばしく思っております。

振り返りますと、ここ数年、私たちは新型コロナウイルス感染症の動向に細心の注意を払い、度重なる流行の波を乗り越えてまいりました。この間、デジタル技術が普及、進展するとともに、脱炭素に向けた取組が広がり、町を取り巻く情勢は刻々と変化してきております。

今後の矢掛町を更に力強く発展させるため、町民の皆様の声をしっかりとお聴きし、その声を大事にしながらい進めてまいりたいと考えております。

さて、国内の経済状況につきましては、内閣府が11月に発表いたしました月例経済報告では、景気は一部に足踏みも見られるが緩やかに回復しており、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとしております。政府は、物価高に苦しむ家計支援を柱とする経済対策を行うこととしており、今後、こうした国の動きを注視し、当町におきましても適切な対応に努めてまいります。

当町では、現在、本年度事業を堅調に進めておりますが、これから本格的に新年度の事業計画及び予算編成に取り組んでまいります。人口減少対策をはじめ、各種の施策を計画し、町民の皆様のニーズに配慮しながら、バランスの取れた行政運営に努めてまいりますので、議員の皆様には、なにとぞ御理解御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、今回の定例会で御審議いただきます案件は、専決処分の承認を求めることについて1件、条例の一部改正について5件、損害賠償の額の確定について1件、字の区域及び名称変更について1件、町道の路線廃止認定について2件、補正予算について8件の計18件でございます。どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。報告は6件でございます。

まず、報告第1号、矢掛町病院事業管理者の選任について、御報告申し上げます。

現在、矢掛病院で管理者を務めていただいております名部 誠医師につきまして、3期目の任期が今月末で満了することに伴い、再任を辞退したい旨の申出が先般ございました。そこで、1月からの新たな管理者といたしまして、現在、病院長を務めておられます村上正和医師を選任することといたしましたので、御報告申し上げます。

村上医師は、現在64歳になられますが、平成18年4月に岡山大学病院から副院長として赴任された後、平成20年4月からは病院長として外科の診療業務に加え、前任の管理者である原 浩平医師や名部医師とともに矢掛病院の運営に当たってこられました。その経験と知見を、引き続き管理者としても活かしていただけるものと考えております。

任期は、令和6年1月から4年間とし、当面は病院長も兼務していただくことにしております。

また、名部医師におかれましては、平成24年1月の就任以来3期12年にわたり管理者をお務めいただき、病院の健全運営とともに地域包括ケア体制の構築をライフワークとして御尽力をいただきました。さらに、新型コロナウイルスへの対応につきましては、発熱外来の設置や通常診療体制の維持などと合わせ、ワクチンの早期接種にも御協力をいただき、その功績は感謝に堪えないものでございます。1月からは名誉院長として、引き続き診療業務と併せ、病院の運営にも御助言をいただくことにしております。

議員の皆様におかれましても、引き続き格段の御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして報告第2号、こどもまんなか応援サポーター宣言について御報告申し上げます。

去る11月28日に矢掛町の住民の皆様に向けて、こどもまんなか応援サポーター宣言をいたしました。子育て中の方々が、気兼ねなくさまざまな制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業などさまざまな場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援する社会全体の意識改革を後押しする取組のことをこどもまんなかアクションと申しまして、子どもたちのために何が最も良い

ことかを常に考え、子どもたちが健やかに幸せに成長できる社会を実現するという、こどもまんなか宣言の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等は、こどもまんなか応援サポーターと呼ばれています。

岡山県内でもこれまでに多くの自治体が、こどもまんなか応援サポーターの宣言をしておりますが、矢掛町では、11月の秋のこどもまんなか月間に合わせるかたちでこどもまんなか応援サポーターとしてこの宣言を行ったところでございます。

矢掛町では、これまでも子育て支援は町の大きな施策として推進してきており、“地域とつながりあい安心して子育て・親育ちができるまちやかげ”を基本理念として、その実現を目指してまいりました。

今後も更に取り組を進めていくことで、子育て世帯やこれから子育てをする方をしっかりとサポートしてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

報告第3号、令和6年矢掛町二十歳のつどいの開催について、御報告申し上げます。

人生の節目に改めて大人の自覚を促し、新しい門出を祝福することを目的に、令和6年矢掛町二十歳のつどいを、令和6年1月7日日曜日午前10時からやかげ文化センターで開催いたします。該当者は、11月9日現在で男性77名、女性62名の計139名でございます。

二十歳のつどい実施につきましては、該当者の中から実行委員会を立ち上げ、新しい生活様式を踏まえた上で式の厳粛さを大切に企画立案及び当日の運営進行を行います。

議員の皆様には、新春早々、御多忙の時期かと存じますが、お繰り合わせの上御出席くださいますよう、よろしく願いいたします。

報告第4号、出初式の開催について、御報告申し上げます。

新春の恒例行事であります矢掛町消防出初式を、来年1月28日日曜日午前10時からやかげ文化センターにおいて挙行いたします。この出初式では、消防殉職者に対します黙祷、新入団員への辞令交付をはじめ、消防業務に功労のあった団員の方々への表彰状の贈呈などを行うことにしております。

議員の皆様には、御臨席を賜りますよう、よろしく願いいたします。

報告第5号、第36回矢掛本陣マラソン大会の開催について、御報告申し上げます。

例年開催しております矢掛本陣マラソン大会は、昨年度と同様、矢掛町民を対象としたマラソン大会として、来年2月18日日曜日午前8時30分から矢掛町役場庁舎前をメイン会場に矢掛商店街をコースとして開催いたします。

参加対象者は町内に在住、在勤、在学の方とし、矢掛町役場庁舎東側道路をスタートし、ゴールは役場庁舎前として、4.8キロメートルの姫様コース、2.5キロメートルの若様コースの2コース10部門を設け、日々変化する歴史ある町並みの中ランナーの健脚を競います。

また、大会当日は井原線矢掛駅で、井原線DE得得市を開催し、大会を盛り上げます。

議員の皆様には、御多忙の時期とは存じますが、お繰り合わせの上御出席いただき、ランナーへの温かい応援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

報告第6号、ふれあいのつどいの開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付いたしておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、ふれあい会館の講座生によります成果発表と人権啓発の一環として、来年2月24日の土曜日、やかげ文化センターにおきまして、ふれあいのつどいを開催いたします。

ロビーにおきまして午前10時から講座生の作品展示を行い、ホールでは午後1時から講座生の舞台発

表、午後2時から講師として、歌手の木山裕策さんをお招きし、“夢のある人生を！～苦境にも負けない～前向きな人生の歩き方”と題しまして、講演会を開催いたします。

木山さんは、大阪府の御出身で、2005年に甲状腺がんの手術後、長年の夢だった歌手への挑戦を決意し、2008年に家族をテーマにした楽曲“home”でメジャーデビューを果たされ、活躍されております。2008年の第59回NHK紅白歌合戦にも出席されておられる方です。今回は、夢への挑戦についてのお話と歌を織り交ぜた講演会となっております。

当日は、手話通訳と要約筆記を御用意しておりますので、聴覚障害をお持ちの方も是非御来場いただきたいと思っております。なお、入場料は無料ですので、お誘い合わせの上御来場ください。

議員の皆様には、講座生の発表と併せまして、御聴講いただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（花川大志君） 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思っております。次に、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。さらに、郵送による陳情の提出がありましたので、陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますから、御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 発議第3号 矢掛町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

**○議長（花川大志君）** 日程第4、発議第3号、矢掛町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、発議提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。発議第3号は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、発議第3号、矢掛町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第5 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて {令和5年度矢掛町一般会計補正予算(第5号)}

○議長(花川大志君) 日程第5, 議案第68号, 専決処分の承認を求めることについて {令和5年度矢掛町一般会計補正予算(第5号)} を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡 敦君) 日程第5, それでは, 議案第68号, 専決処分の承認を求めることについて, 提案理由を御説明申し上げます。

これは, 令和5年度矢掛町一般会計補正予算(第5号)を調製し, 地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので, 同条第3項の規定に基づきましてこの議会に報告し, 承認を求めるところでございます。

令和5年11月15日に開かれました全員協議会におきまして, 専決処分を行う予定であることの報告をさせていただき, 11月17日に専決処分を行いました。本来は臨時議会を開いて議決いただくところを経理処理等の事務手続きを早急に行う必要があったため, 止む無く専決処分とさせていただきました。なにとぞ御理解くださいますようお願いいたします。

令和5年度矢掛町一般会計補正予算(第5号)でございますが, 補正額は1億円で, 補正後の予算総額は101億4,500万円となります。

内容につきましては, 先ほど御説明をいたしました専決処分に伴うものであります。今年10月からふるさと納税の経費基準が変更され, その直前のいわゆる駆け込み納付の影響もあり9月の寄附額が見込みを大幅に上回る結果となり, その寄附に対する返礼品等の経費を計上いたしております。

詳細につきましては, 企画財政課長が説明いたしますので, よろしくをお願いいたします。

以上が, 補正予算に関します専決処分の承認を求めることについての提案理由でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(花川大志君) 次に, 議案の詳細な説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(松嶋良治君) それでは, 議案第68号, 専決処分の承認を求めることについて, 御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により, 次の事項を別紙のとおり専決処分したので, 同条第3項の規定によって報告し, 承認を求めます。記として, 内容は, 令和5年度矢掛町一般会計補正予算(第5号)でございます。

一枚おめくりいただきまして, 専決第3号, 専決処分書でございます。令和5年11月17日に専決処分いたしましたしております。

次のページからの令和5年度矢掛町一般会計補正予算(第5号)について説明いたします。歳入歳出それぞれ1億円を追加し, 補正後の総額を101億4,500万円とするものです。内容については, ふるさと納税関連でございまして, 10月からの制度改正を前にした9月までの想定を超えた駆け込み納付による寄附金収入とそれに伴い増大した11月末までに支払うべき返礼品等の経費を計上させていただくものでございます。

説明は事項別明細書で説明いたしますので, 予算書6ページをお開きください。6ページです。まず, 上から, 2歳入でございます。ふるさと納税寄附金補正額1億円で, 補正後の計が6億円でございます。続いて, 3歳出2款総務費でふるさと納税事業費として, 補正額5,760万円。内訳は, 報償費, 内容は返礼品でございますが3,000万円, その他役務費, 委託料, 使用料及び賃借料に計2,760万円, 合計5,760

万円。その下、12款諸支出金でふるさと応援基金費として、積立金4,240万円でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 町長から提案理由の説明並びに担当課長から詳細な内容の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はございませんか。4番岸野君。

○4番（岸野榮治君） 本議案の採決の前に改めて質したいということで、国のふるさと納税制度の改正に応じて駆け込み需要が高まり予測を超える寄附の増加は、我がまちにとって大変有難いことでありました。

その上で、まず予想をはるかに超える寄附額の累計は、担当課として、どの時期あるいは、どの段階で認知したのかを問います。

本年6月に総務省が10月から制度改正を行う旨を発表して、以降順次増えていき9月30日までの累計としてそうなったのか。あるいは、9月末時期にいきなり相当額の寄附がなされたのか。これは専決を止む無しの根拠になるものと考えますので、議会としてこの事実確認を行った上で採決に臨みたく答弁を求めるものであります。

○議長（花川大志君） 執行部の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 質問についてお答えいたします。

まず、当初予算では寄附金の額を4億円見込んでおりました。4月から8月までの5か月で約3億3,700万円の寄附金を受け入れ、年間ベースで予測すると当初予算額4億円を確実にオーバーすると判断し、まず9月補正で1億円を追加し約5億円の予算といたしました。

この時点では、10月の制度改正を前に9月の駆け込みは多少は予測されるものの、ただ前倒しになるだけで10月以降の寄附額は大きく伸びることはないとの見立てでございました。

しかし、実際に9月に入ってみると、想定をはるかに超える額の寄附がなされ、その額は日に日に増え、結局、9月ひと月で約2億6,200万円の寄附を受けることになりました。

これは、これまででふるさと納税額が最も多かった月—— 今年の12月でございますが、それと比べても約7,500万円上回るもので、我々の予想をはるかに超えるものでした。これは、これまで経験したことのない寄附額増加のスピードで、事前の予算措置を取ることができませんでした。

これが専決処分に至る経緯でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（花川大志君） ほかに質疑はございませんか。1番土井君。

○1番（土井俊彦君） 関連で、専決は首長の専権事項ですので本件に疑義があるということではなく、あくまでも本来は議会の議決を経て決定されるべき補正予算案件を専決処分としなければならなかった時間の猶予の無さ、詳らかに質すことは議会の役割であるので、確認のため、改めて問います。時間の余裕の無かった緊急性、その概況を答弁をお願いします。

○議長（花川大志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） はい。質問についてお答えいたします。

時間的余裕が無かった緊急性についてということでございますが、寄附が増えていった経緯は先ほど説明をさせていただきました。

矢掛町では多くの方が返礼品としてフルーツを希望されます。その場合、送る時期が、そのフルーツが収穫される時期までずれることとなります。いわゆる先行予約というものでございます。そうすると、発送される時期、返礼品を送る時期、つまり支払いが必要な月を事前に正確に把握することは非常に困

難になってまいります。

必ずしも寄附が、寄附を受けて、返礼品の指定があつて、すぐ返礼品が送れるものだけではなく、そうでないもののほうが、果物が多いということから見ればそういったケースの方がはるかに多い。いうことを御理解いただきたいと思います。

発送された返礼品の代金及び送料については、契約上、翌月の末までに支払うこととなっています。で、今回、9月以前のものも含めてですが、9月分の寄附のものも合わせて、10月に発送した返礼品の請求が揃ったのが11月14日でした。これ11月中に払うべきものの請求書です。

そこで初めて、当月中に支払わなければならない予算が不足することが明らかになり、至急内部で協議をし、翌15日の全員協議会で説明をさせていただいたということでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（花川大志君） ほかに質疑はございませんか。8番石井君。

○8番（石井信行君） それで時間的な大変さは分かったんですが、臨時議会という形が取れなかったその必然性というのがよく分からないんです。教えてください。

○議長（花川大志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） はい。再度のお尋ねでございます。

はい。臨時議会を開くことができなかつた時間的なもの、先ほど説明いたしましたように、こちらに支払い義務が発生する事実がわかつた。さらに、それに対する予算の不足が判明した。で、それまで2週間——半月を切る状況でございました。

早急な手立てということで内部協議を行い、もうすぐその場で、専決処分は執行部町長の専権事項ありますが、議員の皆様へ御説明、これは大変、必ずしなければいけないものだとということで早急にさせていただいたと。で、議会の招集まで時間を取ることがそこまで可能な状況ではなかつたというふうに認識しております。

以上です。

○議長（花川大志君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第68号、専決処分の承認を求めることについて〔令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）〕は原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よつて、議案第68号、専決処分の承認を求めることについて〔令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）〕は、原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

日程第6 議案第69号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第70号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の

一部を改正する条例制定について

- 議案第71号 井原鉄道株式会社が所有し、又は使用する固定資産に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第72号 矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第73号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第74号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第75号 字の区域及び名称変更について
- 議案第76号 町道の路線廃止について
- 議案第77号 町道の路線認定について
- 議案第78号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第79号 令和5年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第80号 令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第81号 令和5年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第82号 令和5年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第83号 令和5年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第84号 令和5年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第85号 令和5年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算（第1号）について

**○議長（花川大志君）** 日程第6、議案第69号から議案第73号までの条例改正案件5件、議案第74号、損害賠償の額を定めることについて1件、議案第75号、字の区域及び名称変更について1件、議案第76号及び議案第77号の町道の路線廃止及び町道の路線認定についての2件、議案第78号から議案第85号までの補正予算案件8件の計17件を一括議題といたします。それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第69号から議案第85号までにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。議案第69号から議案第73号までにつきましては、条例の一部改正に関するものでございます。いずれも、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第69号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、文言等の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第70号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、令和5年度人事院勧告を受け、国が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を今国会で成立させたことから、本町も給料表、勤勉手当等の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第71号、井原鉄道株式会社が所有し、又は使用する固定資産に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、この条例は、平成11年1月11日に開業いたしました鉄道井原線に関しまして、井原鉄道株式会社の事業の用に供する固定資産に対し、

その経営支援策の一環として、固定資産税の特例を定めているものであります。

このたびの改正は、固定資産税の課税免除の適用期間を10年間延長し、令和15年度までに改正するものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第72号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布により、出産時における国民健康保険税負担の軽減が、令和6年1月1日から施行されることによるものでございます。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第73号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、矢掛町介護保険運営協議会の委員の任期を3年とするものでございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第74号、損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

新築住宅の家屋評価時において発生した財物損壊に対する損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この議会に議決を求めるものであります。この事故につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の金額内での示談が成立し、支払うものであります。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第75号、字の区域及び名称変更について、提案理由を御説明申し上げます。

平成27年度から実施しております県営中山間地域農業農村総合整備事業矢掛地区上高末工区及び毎戸工区について、字の区域及び名称を変更する必要性が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第76号、町道の路線廃止について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、町道の廃止にあたり、道路法第10条第3項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第77号、町道の路線認定について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、町道の認定にあたり、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第78号から議案第85号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。なお、議案第78号から議案第80号まで及び議案第85号の一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第81号から議案第84号までの矢掛町病院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計、矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第78号、令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、今回の補正額は3億8,600万円で、補正後の予算総額は105億3,100万円となっております。

内容につきましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

まず、総務費へは、御高齢の方の交通安全対策といたしまして、自動車へ後付けのブレーキ踏み間違い防止装置を設置する場合の補助を、安全運転支援装置整備補助金として新たに計上いたしております。同じく総務費へ計上しております録音機能付き電話の購入に係る補助であります、特殊詐欺等被害対策機器設置事業補助金の追加と併せまして、御高齢の方の安心・安全な暮らしのより一層の支援を図ってまいります。

また、既に見込みを大きく上回る金額となっておりますふるさと納税につきまして、歳入予算へふるさと納税寄附金を2億円追加し、今年度の見込みを8億円とするとともに、歳出では総務費へ返礼品等に要する経費を、諸支出金へ基金積立金をそれぞれ計上いたしております。

さらに、民生費へ保育環境をより向上させるため認定こども園へのエアコン設置等の経費を計上しておりますほか、各費目へ今年度の事業の進捗によりまして必要な事業費の追加調整を計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第79号、令和5年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,500万円を増額し、補正後の総額を16億5,600万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、人件費の調整、令和4年度事業の実績確定に伴う精算等でございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第80号、令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ300万円を増額し、補正後の総額を21億2,800万円とするものでございます。また、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、補正後の総額を1,800万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、人件費の調整と保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みに伴う補正でございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第81号、令和5年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきまして、収入はコロナ患者の入院受入れに対する補助金などの増額見込みや、退職給付引当金における戻入れの増額分を、支出は給与費や材料費、各種経費などの実績見込みによる増額分でございます。

そして、収支の過不足額を調整した結果、特別利益の補正後額750万円を含めた収入・支出同額の収支均衡予算としております。

また、資本的収支につきましては、収入において、財源となる起債の増額でございます。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第82号、令和5年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきまして、通所リハビリ利用者数の減と、それに伴う療養費・利用料の減及び補助金収入の増額と、支出面では、人件費や事業費の精査に伴う経費の補正でございます。

また、資本的収支につきましては、自家発電施設工事の補助金交付決定を受け、企業債及び建設改良費の補正でございます。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 83 号、令和 5 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、主な内容といたしましては、収益的収支につきまして、支出では、設備故障に対応するための修繕費の増額と職員給与費の調整、収入では、消費税還付金の増額などがございます。また、資本的支出につきましても、職員給与費の調整でございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 84 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、収益的収支につきましては、施設管理経費の実績見込みによる減及び職員給与費の調整による営業費用の減額と納付消費税額の増加見込による営業外費用の増額でございます。

また、資本的収支につきましても、職員給与費の調整と補助事業費の組替えでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 85 号、令和 5 年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正額は 10 万円増額するものでございまして、財産区管理会で御協議いただいたものを提出させていただいております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、全ての提案理由と説明でございます。御審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 次に、詳細な内容の説明を求めます。総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** それでは、議案第 69 号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

このたびの改正は、国の法律で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ―― いわゆる番号法の改正に伴う文言の修正が主たる内容となります。

恐縮ですがお手許の資料に沿って御説明させていただきたいと存じます。大変恐縮ですが、資料番号 1 を御覧いただきたいと思います。横向きでして、新旧対照表で御説明申し上げます。右が改正前の旧ですね、左が改正案として新の列となっております。まず最上段、趣旨といたしまして、第 1 条中、右側の第 9 条が新たに左側の第 9 条第 2 項に、さらに、法第 19 条第 10 号を第 19 条第 11 号に改めるものがございます。続きまして、定義といたしまして、第 2 条に、新たに 2 号を追加し、新規の第 5 号として特定個人番号利用事務、第 6 号として利用特定個人情報といたしまして、新たな文言の定義を新設するものです。

続いて、個人番号の利用範囲として、第 4 条で、右の旧では、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を、左の新では、先ほど定義した特定個人番号利用事務に、次の 2 ページに移っていただき、次のページの第 3 項で、右法別表第 2 の 2 の項に掲げる事務及び同表の 4 の項に掲げる特定個人情報を、それぞれ右の特定個人番号利用事務並びに利用特定個人情報に改め、右の旧下から 2 行目の、当該特定個人情報を、左の新として当該利用特定個人情報に改めるものがございます。

大変、ちょっと分かり難いんですけども、条例に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものがございます。非常に分かり辛うて申し訳ございません。

以上が、議案第 69 号の説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 70 号です。矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付き職員の採用に関する

条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

一枚おめくりいただきまして、改正文でございます。このたびの改正は人事院勧告などに基づく給与関係条例をそれぞれ行っております。具体的には、改正文中第1条及び第2条において、矢掛町職員給与条例を、第3条で矢掛町一般職の任期付き職員の採用に関する条例を改正するものでございますけれども、給料表とかございますけれども分かり辛うございます。お手許の資料番号2を御覧いただきまして、資料のほうで内容説明させていただきたいと存じます。

資料、表紙をめくっていただいて1ページで、1として、人勤に対する経緯及び考え方といたしまして、平成26年度の人勤以降、給料表及びボーナスは国に準拠する方針でさせていただいていることから、今回も同様とさせていただき、2番目の令和5年度人事院勧告の内容骨子にございますように、①給料表の引上げを改定、②として、ボーナス引上げ改定を一般職員は0.1月分引き上げることなどを行うもので、本町もそれに合わせ改正を行うものでございます。これに伴います予算につきましては、補正予算第6号で提案をさせていただいております。

まず第1条で、矢掛町職員給与条例の改正で、内容的に2点ございます。1つ目が、給料表の改定です。1級は平均4.7パーセント、2級は平均2.3パーセント、3級は平均1.3パーセントなど級によって差はございますけれども平均改定率は1.3パーセントで、特に若手職員が引き上げされる内容となっております。ちなみに、大学卒の初任給で1万1,000円の引上げとなっております。

それから2つ目が、(2)といたしまして、令和5年度——今年度ですね、の12月期末勤勉手当の支給割合の改定でございます。①といたしまして、一般職員が期末を0.05か月増やし1.25か月分に、勤勉手当を0.05か月増やして1.05か月分にさせていただく。それから、②番の再任用職員が期末を0.025か月増の0.7か月分、勤勉を0.025か月分増やして0.5か月分とするものでございます。結果、期末勤勉手当を合わせまして、一般職員が年間4.5か月、再任用職員が2.35か月となるものでございます。

一番下ですね、(3)の施行期日なんですけれども公布の日からなんです、適用日が異なりまして、(2)の期末勤勉手当の改正についてはこの12月1日から適用、(1)の給料表の改正は、今年の4月1日に遡って適用というものでございます。

第2条も、矢掛町職員給与条例の一部改正で、第1条では令和5年度12月の期末勤勉手当の支給割合を改定する内容のものでしたけれども、第2条では令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

表を御覧いただきたいのですが、内容といたしましては第1条で説明いたしましたように、5年度分は12月に支給する期末勤勉手当を一般職が0.1月、再任用職員を0.05月分増やしましたが、6年度以降につきましては、それを6月と12月に期末勤勉それぞれ均等に割り振りまして、それぞれ、期末手当が1.225月分、勤勉手当が1.025月分、年間では4.5か月分に改正するものでございます。再任用職員につきましても、同様に6月・12月に均等に配分させていただくものです。

そして第3条が、矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の改正でして、現在、本町には該当する職員はおりませんが、令和6年度から、給料表の改定を期末手当を年間0.05か月分増とするものでございます。

以上、議案第70号の説明でございます。足早で大変恐縮でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第71号、井原鉄道株式会社が所有し、又は使用する

固定資産に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

今回の改正は、町長の提案理由にございましたように、井原鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除の期間を延長するものでございます。

一枚おめくりいただきまして、改正文でございます。第3条中、平成35年度を令和15年度に改める、でございます。

第3条は適用期間の条項で、課税免除の適用期間は、平成11年度から平成35年度までとなっているところを10年間延長し、令和15年度までとするものです。

井原線は平成11年1月11日に開業いたしました。本条例は平成11年に制定され、当初の課税免除の期間は平成11年度から平成25年度まででございました。そこから一度、10年間延長して平成35年度までと改正され、そして、このたび更に10年間の延長とするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する、でございます。参考までに、沿線の自治体いずれも同様の措置予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 税務課長。

**○税務課長（妹尾一正君）** それでは、議案第72号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

主な内容につきましては、概要を資料で説明させていただきます。お手許の資料番号3をお開きください。今回の改正は、出産時における保険税負担の軽減です。

内容といたしましては、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後の期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものです。減額期間といたしましては、出産の予定日・出産日が属する月の前月から出産の予定日・出産日が属する月の翌々月の計4か月間、多胎妊娠・出産の場合につきましては、出産の予定日・出産日が属する月の3か月前から6か月間となります。施行期日は、令和6年1月1日を予定しています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** それでは、議案第73号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、御説明をさせていただきます。

一枚おめくりください。矢掛町介護保険条例第12条の2第3項中、2年を3年に改めるものでございます。これは、介護保険運営協議会委員の任期を変更するもので、運営協議会は、町長の諮問又は要請に応じ、地域包括支援センターの適切な運営、地域密着型サービスの適正な運営の確保及び介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定について審議を行うものでございます。

このうち、計画策定は3年ごとに行うものであり、委員の任期を計画の期間に合わせることで計画途中での委員の交代を無くし、計画の進捗管理や評価、また、次期計画の策定をスムーズかつ適切なものにすることができるため、変更するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行前に委嘱された矢掛町介護保険運営協議会委員の任期は、改正前の矢掛町介護保険条例の規定に関わらず、令和6年3月31日までとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 税務課長。

**○税務課長（妹尾一正君）** それでは、議案第 74 号、損害賠償の額を定めることについて、御説明申し上げます。

本件は、令和 5 年 9 月 25 日に、新築住宅の家屋評価時において担当職員が建具の測定を行う際、測定器具のレーザーポインターを落とし、リビングのフローリングの床に傷を生じさせたことにより、当該住宅の所有者へ修理費用の実費を矢掛町から損害賠償するものでございます。

なお、職員の職務の遂行に伴い生じた損害の賠償につきましては、全国町村会の総合賠償補償保険に加入しており、このたびの損害賠償額につきましては保険対応でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで 15 分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、10 時 50 分まで休憩いたします。休憩。

午前 10 時 34 分 休憩

午前 10 時 49 分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き、議案の詳細な説明を求めます。建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** それでは、議案第 75 号、字の区域及び名称変更について、御説明させていただきます。

この議案につきましては、平成 27 年度から実施している県営中山間地域農業農村総合整備事業矢掛地区上高末工区及び毎戸工区において面的整備工事が完了し、字界を工事後の区画に合わせて変更する必要があることから、字の区域及び名称変更を行うものでございます。

変更する字は、矢掛町上高末字、町田、兒子田、堂ノ本、篋町、嘉戸、花光、小更、辺方、山崎、高甲羅、窪田、長信及び矢掛町浅海字、毎戸、西ノ谷、小丸山の各境界に位置する区域と隣接する道路、水路等町有地の一部となります。

ページをお開きいただきまして、1 ページから 4 ページに変更調書を掲載しておりますので御覧ください。変更調書では、左欄へ変更前の字地番を、右欄へ変更後の字を記載しております。左欄の地番については、上高末工区及び毎戸工区が令和 5 年 10 月 1 日現在の地番で、換地業務により新たに各地番が割り振られることとなります。

資料番号 4 に図面を添付しておりますので御覧いただけますでしょうか。上高末工区については、1 ページに位置図を 2 ページに施工前図面と 3 ページに換地後の図面、毎戸工区については、4 ページに位置図を 5 ページに施工前図面と 6 ページに換地後の図面を掲載していますので御覧ください。

上高末工区の換地後 3 ページ図面について御説明いたします。上高末工区の各小字区域については、焦茶色が中島、黄土色が仲田、緑色が町田、青色が兒子田、紫色が堂ノ本、鼠色が曾根田、薄い黄色が嘉戸、薄い緑色が花光、薄い黄土色が奥ヶ市、薄い紫色が橋詰、紅色が小更、赤紫色が辺方、水色が山崎、赤色が平林、濃い緑色が高甲羅、黄緑色が窪田、桃色が長信を示しておりますので、それぞれ施工前の図面と比較をして御覧いただければ変更区域がお分かりいただけると思います。



続きまして、毎戸工区の換地後 6 ページ図面について御説明をいたします。毎戸工区の各小字区域については、黄色が毎戸を示しておりますので、それぞれ施工前の図面と比較して御覧いただければ変更区域がお分かりいただけると思います。

なお、本議会にて字の区域及び名称の変更について議決をいただいた場合には、地方自治法の特例により字界変更に係る法律効果の発生は、換地処分告示の翌日からとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議案第 76 号、町道の路線廃止について、御説明をさせていただきます。

二ページおめくりいただきまして、町道の廃止調書を御覧ください。このたび廃止する路線は、小田地区の町道東町寺迫北線路線延長 351.8 メートルの 1 路線でございます。次のページ以降に路線の位置図を貼付しておりますので御覧ください。

廃止の必要が生じた経緯といたしましては、この路線は町道原第一線を接続し、町道東町寺迫線を周回するその他 2 種道路でございましたが、この路線にある県営小田排水機場が岡山県による大規模特定河川事業によって拡張整備されるため、本路線の付け替えが必要となります。したがって、新たな路線を認定するため当路線を廃止するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 77 号、町道の路線認定について、御説明させていただきます。二ページおめくりいただきまして、町道の認定調書をお開きください。このたび認定する路線は、南山田地区の町道高名線、路線延長 83.6 メートル及び小田地区の町道東町寺迫北線、路線延長 357.4 メートルの 2 路線でございます。次ページ以降に路線の位置図を貼付しておりますので御覧ください。

認定の必要が生じた理由といたしまして、まず町道高名線ですが、この路線は県道矢掛寄島線が敷設された際の取り合い道として整備された里道でございます。これまで里道として管理されてまいりましたが、路面舗装されており、県道と林道龍王線を接続する道路として路線を認定するものでございます。

次に、小田地区の町道東町寺迫北線でございます。この路線は、県営小田排水機場の拡張整備に伴いまして、路線の付け替えが生じたため既存路線を廃止し、新たに路線を認定するものでございます。また、この付け替えによって集落接続の機能を有する町道となるため、その他 1 種道路として認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第 78 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、3 億 8,600 万円を増額するものでございます。まず、歳入につきまして若干説明をさせていただきますので、概要を御覧ください。概要の一番下、財源内訳の内、上の特定財源については、歳出を事項別明細書で説明する際併せて説明いたしますので、ここでは、下の一般財源の欄を御覧ください。

今回の一般財源の内、地方交付税は、普通交付税で財源調整を含めた増額、国庫支出金と県支出金は、前年度の精算による過年分追加交付でございます。繰入金は、国保会計からの前年度精算による返還金でございます。

続きまして、繰越明許費、債務負担行為と地方債の補正がございますので、5 ページをお開きくださ

い。5 ページ、まず、第 2 表繰越明許費でございます。3 件でございますが、いずれも本年度中の事業完了が見込めないものとして繰越しを行うものでございます。土木費としまして、狭あい道路整備等促進事業町道北の前線ほか、運動公園建設事業噴水更新、都市再生整備計画基幹事業街路舗装等高質化工事ほかの 3 件でございます。

つづいて、第 3 表債務負担行為補正でございます。追加 1 件でございますが、再エネ計画策定支援業務委託、期間は令和 5 年度から令和 6 年度までで 30 万円を限度額として計上いたしております。

続いて、6 ページに移りまして、第 4 表地方債補正でございます。まず、追加が 1 件でございます。児童福祉施設事業で、矢掛認定こども園廊下へのエアコン設置に充てる過疎対策事業債、限度額は 380 万円でございます。

変更は 6 件でございます。防災対策事業は、町道里山田団地 1 号線の防災事業に充てる緊急自然災害防止対策事業債で 600 万円の増、充当率 10 割、交付税措置率 7 割でございます。次の環境衛生事業は、西部衛生施設組合負担金への充当で、過疎対策事業債 220 万円の増額でございます。次の道路新設改良事業は、狭あい道路整備等促進事業の調整による過疎対策事業債等 20 万円の減額でございます。次の公園事業は、総合運動公園の噴水更新の追加費用に充てるもので、過疎対策事業債で 1,650 万円の増でございます。次の都市再生整備事業は、街路舗装高質化工事等に充てるもので、都市再生整備事業債等で 7,650 万円の増額でございます。最後の農地農業用施設災害復旧事業は、浅海地区尾坂川の井堰の災害復旧の追加経費に補助災害復旧事業債を充てるもので、90 万円の増額でございます。

続いて、事項別明細書並びに給与費明細書につきまして、御説明申し上げます。

まず、給与費明細書につきまして、御説明いたします。64 ページをお開きください。64 ページ、給与費明細書でございます。1 の特別職ですが、表の下の比較の欄で説明させていただきますので御覧ください。職員数は、その他の特別職が 42 名の減となっております。これは、県議会議員選挙が無投票になったことによる投開票の管理者・立会人の減等によるものでございます。

給与費では、給与改定による期末手当の増等により、共済費と合わせて合計で 11 万 4,000 円の増となっております。2 の一般職でございますが、(1)の総括の比較の欄を御覧いただきまして、職員数については、上段の常勤職員数が約 4 名、下段括弧内の短時間勤務職員等の数も約 4 名の増となっておりますが、これは主に採用等の職員の異動によるものでございます。

給与費では、その内訳のうち職員の報酬につきましては、短時間勤務の会計年度任用職員においても正職員同様の給与改定を行うことに伴い、1,183 万円の増となっております。職員の給料につきましては、給与改定及び昇給に伴う増と、職員の異動その他による減を合わせまして 1,179 万 9,000 円の増となっております。

職員手当につきましては、給与改定に伴う勤勉手当の増や異動その他に伴い、合計で 1,483 万円の増となっておりますが、その下の職員手当の内訳の表に内訳を載せております。次の 65 ページでは、ア会計年度任用職員以外の職員とイ会計年度任用職員、それぞれの内訳を載せております。66 ページに移っていただきまして、給料及び職員手当の増減額の明細、中段から 68 ページにかけて、給料及び職員手当の状況を載せておりますので御覧いただき、説明は省略させていただきます。

それでは、事項別明細書の説明に移りますので、恐れ入りますが前に戻り 22 ページをお開きいただきたいと思っております。

22 ページでございます。歳入につきましては、歳出の財源内訳の中で説明させていただきますので、

3 の歳出から進めさせていただきます。なお、本補正予算では、各款において人件費の調整部分の説明は割愛させていただき、それ以外の主なものについて説明させていただきます。

まず、1 款の議会費は主に人件費の調整でございます。

2 款総務費の一般管理費では、次の 24 ページへかけての委託料及び使用料等で、実績見込みによる業務委託料等のシステム関係経費の減額を、さらに、負担金等へ興譲館高校創立記念事業補助金を計上しております。特定財源の減は、電子申請システム利用料を充当していた国庫補助金の減、業務委託料へ充当していた助成金の減でございます。

次の財産管理費では、修繕料へ江尻記念館の茶室等の修繕に係る経費を計上し、財源として江尻基金からの繰入金を充当しております。

次の交通安全対策費では、カーブミラー等の設置修繕に係る経費のほか、新規に安全運転支援装置整備補助金を計上しております。

次の地域振興費では、美川緑地公園に係る修繕料を計上しております。

一つ飛びまして、駅前広場管理費へは、矢掛駅へのオムツ台設置及び駅舎軒天の修繕費用を計上し、オムツ台設置等の財源として県補助金を充当しております。

次の消費者行政活性化事業費では、特殊詐欺等被害対策機器設置事業補助金の増額を計上しております。

防災対策事業費では、26 ページにかけまして、災害時の拠点体制整備事業に係る事業費の組替えや道路防災に係る工事費を計上しております。特定財源は、防災対策工事に係る防災対策事業債でございます。

次のふるさと納税事業費では、ふるさと納税寄附金の増見込みに対応した返礼品等の必要経費の増額を計上し、財源として寄附金を充当しております。

一つ飛んで、2 項町税費は 28 ページにかけまして、人件費の調整及び事業費の実績見込みによる調整のほか損害賠償金を計上し、財源として保険金を充当しております。

3 項戸籍住民基本台帳費に移りまして、人件費のほか委託料マイナンバー関係のシステム改修費等及び備品購入費を計上し、財源として国補助金を充当しております。

30 ページに移りまして、3 款民生費の社会福祉総務費では、実績見込みによる事業費の調整と国民健康保険会計への繰出金について、額の確定に伴う調整をいたしております。特定財源は、国保会計への繰出金に対する国県補助金の減でございます。

老人福祉費では、老人クラブの活動に対する補助金と小規模多機能ホームぼちぼちの面会室整備への補助金、介護保険会計への繰出金の調整を計上いたしております。特定財源は、ぼちぼちへの補助金に対する県補助金と繰出金に対する国県の補助金でございます。

次の後期高齢者医療費では、後期高齢者医療広域連合への負担金の調整、次の 32 ページ、老人福祉センター管理費では、修繕料の不足見込み額等を計上しております。

次に、障害者福祉費では、制度改正対応のシステム改修費と自立支援給付費等の前年度実績に伴う返還金を計上しております。特定財源は、システム改修費に対する国補助金でございます。

一つ飛んで、救護施設費では、34 ページにかけまして、人件費及び実績見込みによる運営費の調整をいたしております。また、報酬単価が増額となったため、県からの負担金を増額を計上しております。

次のふれあい会館費は、実績見込みによる人件費及び事業費の調整を計上し、それに合わせて財源で

ある県補助金を調整しております。

次の電力等価格高騰支援給付金事業費では、実績見込みによる減額を計上し、合わせて財源である地方創生臨時交付金の減額も計上しております。

次の児童福祉総務費では36ページにかけまして、人件費の調整と前年度実績による国県補助金の返還金等を計上しております。

次の子ども医療費では、実績見込みによる給付費の不足見込み額を計上しております。

次の児童福祉施設費では38ページにかけまして、保育人数に応じた消耗品や給食材料費などの調整のほか、三谷保育園と認定こども園の修繕経費、認可外保育施設の利用に係る給付費の不足見込み額を計上しています。特定財源は、認可外保育施設利用給付に係る国県補助金、修繕経費に係る過疎対策事業債、ふるさと納税寄附金及び広域保育にかかる保育料でございます。

一つ飛んで、障害児福祉費及び40ページの低所得子育て世帯支援特別給付金給付事業費では、いずれも前年度実績に基づく国等への返還金を計上しております。

次に、4款衛生費ですが、保健衛生総務費では、今年度の交付税措置に合わせ、病院事業及び水道事業への繰出金の調整を計上しております。

一つ飛んで、環境衛生費では、42ページにかけまして、西部衛生施設組合からの通知に基づく組合への負担金等を計上しております。特定財源を既に予算化しております。組合への負担金のうち、斎場の屋根修繕分へ充当する過疎対策事業債でございます。

次の健康管理センター管理費は、人件費及び運営経費の調整のほか、健康管理センターの改修で必要となる地質調査委託料を計上しております。

次の母子保健費では、前年度の事業実績に基づく国庫補助金の返還金を計上しております。

次のエコタウン事業費では、家庭の省エネ対策加速化事業補助金の不足見込み額を計上し、特定財源としてふるさと納税寄附金を充当しております。44ページに移りまして、塵芥処理費と、し尿処理費では、通知に基づく西部衛生施設組合への負担金を計上しております。

46ページに移りまして、5款農林水産業費の3農業振興費では、多面的機能支払交付金の返還金を計上し、特定財源として地元からの返還金を充当しております。次の畜産振興費は、飼料価格高騰対策事業補助金を計上し、特定財源として県補助金と地方創生臨時交付金を計上しております。一つ飛んで、かんがい排水費は、かんがい排水工事負担金の追加分を計上しております。次の中山間地域総合整備事業費では、県営のほ場整備に係る換地業務委託料の追加を計上し、県からの委託金を財源としております。

48ページに移りまして、6款商工費の2つ目観光費では、イベントPR用のチラシの作成配布に係る経費等を計上しております。

50ページに移りまして、7款土木費の建築行政費は、住宅リフォーム事業補助金と定住促進助成金の追加を計上しております。次の道路の橋りょう総務費では雇用者の更新に係る経費を、道路維持費では道路の修繕料の不足見込み額を計上しております。

次の道路新設改良費では、狭あい道路整備等促進事業に係る事業費の組替え及び特定財源として充当している地方債の調整をしております。

次の交通安全施設整備費では、今年度の通学の点検結果に基づく施設整備に係る経費を計上しております。

次のかわまちづくり事業費では、サイクリングロードの整備に係る経費を計上しております。また、特定財源として、今年度申出をいただいている企業版ふるさと納税を計上し、充当しております。

52 ページに移りまして、公共下水道費では、下水道事業への繰出金の調整を、公園費では、総合運動公園の噴水更新工事に係る追加経費等を計上しております。特定財源は、噴水更新工事に充当する過疎対策事業債でございます。

次の都市再生整備では、下座場ふれあい広場の整備等に係る工事費を計上し、特定財源として地方債を充当しております。

次の5項住宅費は、人件費及び事務費の調整でございます。

54 ページに移りまして、次の8款消防費では、通知に基づく井原地区消防組合への負担金の減額と旅費の減額を計上しております。

9款教育費の1項教育総務費は、人件費と実績見込みによる事業費の調整を計上しております。

次の2項の小学校費では、教育振興費へ就学援助費の実績見込みによる増額を計上しております。

56 ページに移りまして、次の中学校費、教育振興費へ就学援助費の実績見込みによる増額と、遠距離通学生徒通学補助金の増額を計上しております。

5項社会教育総務費は、人件費の人件費及び事業費の調整、文化振興費では58ページにかけまして、矢掛の偉人漫画制作事業に係る経費の調整追加を計上しております。

一つ飛んで、文化センター費では、ホールのアンプ及びスピーカーの更新、図書館畳コーナー改修経費等を計上しております。特定財源は、ふるさと納税寄附金でございます。

6款6項保健体育費の保健体育総務費では、次の60ページで、アスリート育成強化補助金を計上しており、特定財源として寄附金を充当しております。

次の体育施設管理費では、総合運動公園の自走式スプリンクラーの更新に係る備品購入費を計上しております。

次の海洋センター費とその次の共同給食場管理費は、人件費の調整と光熱水費等の管理経費の不足見込み額を計上しております。

62 ページに移りまして、10款災害復旧費の農地農業用施設災害復旧費では、浅海地区の農業用施設災害復旧で必要となります環境調査の委託料と工事費の不足見込み額を計上しております。特定財源として、県補助金、災害復旧事業債、地元負担金を充当しております。

11款公債費では償還元金及び利子について、リース見直しなどに伴う調整を計上し、特定財源として、過疎対策事業債と辺地対策事業債の償還に充当する減債基金繰入金を償還額に合わせて調整しております。

次の12款諸支出金、基金費では、住宅等整備費については、住宅管理経費の増額により基金積立金の財源が減少するため積立金の減額を、ふるさと応援基金費については、増額計上したふるさと納税寄附金の経費及び事業費の充当残額分の積立金をそれぞれ計上しております。

最後に、予備費としまして82万4,000円で調整をいたしております。

以上で、事項別明細書の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 議案第79号、令和5年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、補正後の総額を16億5,600万円とするもの  
でございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、10ページをお開きください。歳  
出でございます。1款の1項の総務管理費は445万7,000円の増で、主に人件費の調整でございます。  
備品購入費につきましては、職員の増によります住民情報パソコンの購入費になっております。次に、4  
項の特別対策事業費は、92万1,000円の減で人件費の調整でございます。

12ページをお開きください。3款の国民健康保険事業納付金につきましては、財源の更正のみで補正  
額はございません。6款の保健事業費の2項の特定健康診査等事業費は、81万3,000円の減で、健診の  
受診勧奨を委託により実施することとしていましたが、同事業を県の予算で実施したため委託料が不要  
となったものでございます。3項の健康管理センター事業費は、人件費の調整でございます。

14ページをお開きください。次に、9款諸支出金の1項の償還金及び還付加算金ですが、目の3償還  
金は977万5,000円の増で、令和4年度実績の確定に伴う国、県への返還金でございます。次の2項の  
繰出金は、目の1一般会計繰出金が415万6,000円の増で、令和4年度実績の確定に伴う町への返還金  
でございます。目の2の直営診療施設勘定繰出金は236万6,000円の増で、矢掛病院の求人広告や経営  
コンサル委託などの費用に充てるものでございます。最後に、予備費163万3,000円で調整しておりま  
す。

次に、歳入でございますが、6ページにお戻りください。6款の県支出金は101万3,000円の減で、こ  
れは実績見込みに伴うものでございます。10款の繰入金の1項他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の  
ほか、人件費の調整に伴う職員給与費繰入金など合計389万9,000円の増でございます。次の2項基金  
繰入金は445万8,000円の減で、県支出金や繰越金の補正に伴いまして準備基金からの繰入金を調整す  
るものでございます。

8ページをお開き下さい。11款の繰越金は2,657万2,000円の増で令和4年度決算に伴うものでござ  
います。16ページ以降の給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明  
は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** 議案第80号、令和5年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
について、御説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、補正後の総額を  
21億2,800万円とさせていただくものでございます。また、サービス事業勘定につきましては、歳入歳  
出それぞれ100万円を減額し、補正後の総額をそれぞれ1,800万円とさせていただくものでございま  
す。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。まず、保険事業勘定の歳出から御説  
明いたしますので、14ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費につきましては、38万円の  
増額で、主に人件費の調整と介護報酬改定に伴うシステム改修委託料でございます。次に、3項介護認  
定審査会費38万6,000円の増で、審査会資料のペーパーレス化に伴うシステム導入費用でございます。

一枚おめくりいただきまして、2款の保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費から18ペ  
ージの6項特定入所者介護サービス等費まで実績見込みに伴う増減で、合計1,000万円の増額ござい  
ます。

次に、5 款の地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費、2 項一般介護予防事業費は、実績見込みに伴う増減でございます。一枚おめくりいただきまして、3 項包括的支援事業・任意事業費は、主に人件費の調整で 49 万 8,000 円の追加でございます。

次に、6 款基金積立金は、支払準備基金積立金を 15 万円追加しております。

一枚おめくりいただきまして、最後に、9 款の予備費 30 万 6,000 円追加し調整しております。

次に、歳入でございますが、8 ページにお戻りください。4 款国庫支出金、5 款支払基金交付金、一枚おめくりいただきまして、6 款県支出金、8 款繰入金につきましては、それぞれ給付費等の負担割合に基づく額に変更するもの及び実績見込みによるものでございます。

一枚おめくりいただきまして、9 款の繰越金、前年度繰越金 564 万円で調整しております。

次に、サービス事業勘定でございますが、36 ページをお開きください。歳出から御説明いたします。2 款のサービス事業費 18 万 8,000 円の増額で、介護予防支援事業所職員の人件費の調整と事務費の実績見込みに伴う減額でございます。

次に、8 款諸支出金 200 万円の減額でサービス収入の減少に伴う保険事業勘定への繰出金の減額です。

そして、9 款予備費 81 万 2,000 円の増で調整しております。

次に、歳入につきましては、34 ページにお戻りください。1 款サービス収入、実績見込みにより 200 万円の減額でございます。

次に、8 款繰入金 18 万 8,000 円の増額で保険事業勘定繰入金を人件費の調整と事務費の実績見込みにより計上しております。

最後に、9 款の繰越金、前年度繰越金 81 万 2,000 円で調整しております。

なお、24 ページから 29 ページと 38 ページ、39 ページの給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 病院事務長。

**○病院事務長（坪田芳隆君）** それでは、議案第 81 号、令和 5 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）の説明をさせていただきます。

第 2 条の収益的収入及び支出でございますが、収入は新型コロナの入院患者受入れに対する補助金や繰入金の増額見込など、また特別利益に当たる退職給付引当金の調整を計上したことで合わせて 2,500 万円の増とし、全体で 17 億 6,200 万円としております。支出は給与費、経費等の見込額の調整を行い、同じく 2,500 万円増の 17 億 6,200 万円を計上しております。その結果、特別利益を含めた収支差引ゼロ円の収支均衡予算となっております。

次に、第 3 条の資本的収入でございますが、収入において、財源となる企業債を 1,300 万円の増とし、全体で 1 億 1,800 万円を計上いたしております。

次の第 4 条では、起債の目的や限度額などを定めた内容につき、先ほどの増額に伴う変更を行っております。

次の第 5 条では、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めている給与費を 990 万円増の 11 億 2,890 万円としております。

一枚おめくりをいただきまして、2 ページの実施計画書で説明いたします。

収益的収入では、医業外収益で、コロナ患者の入院受入れに伴うものなど補助金の増額見込みや一般

会計からの繰入金基準に基づく繰入金の増額などについて調整いたしました。特別利益については、退職給付引当金の戻入益の実績見込みによる740万円の増としております。

収益的支出では、医業費用で、給与費は人事異動や人事院勧告に基づく制度改正など当初予算からの変更点と諸手当の実績見込みを精査する中、990万円の増とし、また材料費や経費につきましては、世界的な物価高騰などに伴う実績見込みなどを調整し、合わせて2,450万円の増としております。

医業外費用は、たかつま荘入所者への給食材料費など、実績見込みの調整により合わせて50万円の増としております。

次の資本的収支ですが、資本的収入として、ハード整備などに係る財源である企業債を1,300万円の増とし、補正後額を4,090万円としております。3ページ以降の給与費明細書ですが、一般会計に準じて作成しておりますので、説明は省略させていただきます。

また、11ページ以降の補正予算説明書も説明が重複いたしますので御覧いただきまして、説明は省略させていただきます。

以上で、病院事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 介護老人保健施設事務長。

**○介護老人保健施設事務長（小出優子君）** それでは、議案第82号、令和5年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について、御説明させていただきます。

第2条の業務の予定量でございますが、業務量では利用者数を当初予定の2万3,500人から通所利用者の見込みを230人減少し、利用者合計を年間2万3,270人とするものでございます。また、建設改良計画では、改良整備費として、自家発電施設設置工事の監理委託料を150万円減額し、3,950万円とするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきまして、収入を180万円増額し、補正後予算額を3億2,280万円、支出を180万円増額し、補正後予算額を3億2,780万円とするものでございます。詳細につきましては、後ほど3ページの予算実施計画で御説明いたします。

一枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。第4条の資本的収入及び支出につきまして、収入では120万円を減額し、補正後予算額を7,024万円、支出を150万円減額し、補正後予算額を8,900万円とするものでございます。

詳細につきましては、後ほど4ページの予算実施計画書で御説明いたします。

第5条の企業債では、企業債収入の増額に伴い、限度額を2,400万円に増額いたしております。

続きまして、第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を90万円増額し、2億1,616万円とするものでございます。

3ページを御覧ください。令和5年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)実施計画書でございます。収益的収入及び支出でございますが、収入では、運営事業収益で、通所利用者数の減少による施設療養費及び利用料収益を230万円減額しております。運営事業外収益では、補助金に物価高騰支援補助金等439万円を増額し、負担金交付金では、一般会計からの繰入金として、児童手当分3万円など、合計で445万円を増額いたしております。次の特別利益では、退職給付引当金戻入益を35万円減額し、補正後予算額は収益的収入全体で3億2,280万円でございます。

次に、支出でございますが、給与費では異動や制度改正に伴う給料や、手当の精査などから90万円を増額しております。また、経費では、光熱水費や燃料費、修繕費を実績見込みで調整し、委託料では派



遺看護師の委託料など、合計 90 万円を増額し、補正後予算額は施設事業費用全体で 3 億 2,780 万円といたしております。

一枚おめくりいただきまして、4 ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございますが、収入につきまして、自家発電施設設置工事における国県の補助金交付決定を受け、企業債及び補助金額を調整し、収入全体で 120 万円減額の 7,024 万円といたしております。

支出につきましては、自家発電工事管理委託の契約により 150 万円を減額し、支出総額を 8,900 万円といたしております。5 ページからの給与費明細書は一般会計に準じて作成しております。また、13 ページからは補正予算説明書を添付しております。御覧いただきまして説明のほうは省略させていただきます。

以上で、議案第 82 号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

**○議長（花川大志君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** それでは、議案第 83 号、令和 5 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、御説明いたします。まず、第 2 条の業務の予定量でございますが、建設改良計画で、配水設備費につきまして 19 万 9,000 円を増額し、8 億 7,872 万 9,000 円とするものでございます。

次に、第 3 条、収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益を 1,000 万円増額し 3 億 1,600 万円とし、水道事業費用を 300 万円増額し 3 億 2,900 万円とするものでございます。

次に、第 4 条、資本的収入及び支出でございますが、資本的支出総額での補正額はございませんが、建設改良費及び企業債償還金の間で予算の組替えを行っております。

続きまして、第 5 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費を 445 万 9,000 円減額し、4,225 万 4,000 円とするものでございます。

一枚おめくりいただき、2 ページを御覧ください。補正予算の実施計画書でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入につきまして、営業外収益のうち他会計負担金を 18 万円増額、長期前受金戻入を 38 万 2,000 円増額、雑収益を 943 万 8,000 円増額し、補正後の営業外収益総額を 8,530 万円とするものでございます。内訳といたしましては、他会計負担金では、児童手当の一般会計負担分 18 万円の増額、長期前受金戻入では、前年度実績確定によります増額、雑収益では、消費税還付金の増額でございます。

次に、支出でございますが、営業費用を 234 万 7,000 円増額し 3 億 1,850 万円とし、営業外費用を 65 万 3,000 円増額し 950 万円とするものでございます。営業費用の内容といたしましては、原水及び浄水費では、動力費、薬品費について実績見込みによる 153 万 8,000 円の減額、配水及び給水費では、人件費の減額及び修繕費の増額により 553 万 7,000 円の増額、また、総係費では、人件費の減額 69 万 6,000 円、減価償却費では、前年度実績確定に伴う 95 万 6,000 円の減額でございます。

営業外費用の内容といたしましては、起債金利の見直しに伴います支払利息の増額 165 万 3,000 円及び本年度消費税還付見込によります消費税の減額 100 万円でございます。

続きまして資本的支出でございますが、資本的支出につきまして、建設改良費では、配水設備費を 19 万 9,000 円増額し、補正後の建設改良費総額で 10 億 4,402 万 9,000 円とし、企業債償還金を 19 万 9,000 円減額し、補正後の企業債償還金総額を 7,797 万 1,000 円とするものでございます。

内容といたしましては、配水設備費では、人件費の増額 68 万 9,000 円、施設管理委託費の減額に伴う委託料の減額 49 万円でございます。また、企業債償還金では、起債金利の見直しに伴います元金償還金

の減額 19 万 9,000 円でございます。

次の 3 ページからは給与費明細書を、また、11 ページからは補正予算実施計画説明書を添付しておりますので、御覧いただきまして説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、議案第 84 号、令和 5 年度矢掛町下水道事業会計補正予算(第 2 号)について、御説明いたします。

まず、第 2 条の業務の予定量でございます。建設改良計画中、管渠建設費を 200 万円減額し 5,623 万円に、ポンプ場建設費を 800 万円減額し 5,900 万円に、処理場建設費を 800 万円増額し 1 億 6,687 万円とするものでございます。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出でございますが、収入では、下水道事業収益総額での補正額はございませんが、営業収益、営業外収益、特別利益の各項の間で予算の組替えを行っております。

支出では、下水道事業費用を 200 万円減額し、7 億 7,900 万円とするものでございます。

次に第 4 条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を 800 万円増額し 5 億 8,400 万円に、資本的支出を 200 万円減額し 8 億 8,000 万円とするものでございます。

一ページおめくりいただき 2 ページでございますが、第 5 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費を 242 万 2,000 円減額し 3,709 万 3,000 円とするものでございます。

3 ページを御覧ください。補正予算実施計画書でございます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入でございますが、営業収益では、185 万円の増額で、内訳といたしましては、笠岡市汚水処理費 MICS 施設処理費の増加見込によります下水道料金の増額 75 万円、指定工事店更新手数料の増加によるその他営業収益の増額 110 万円でございます。

また、営業外収益では、前年度実績確定に伴います長期前受金戻入の減額 270 万円、特別利益では、退職給付引当金の戻入れ 85 万円でございます。

次に、支出でございますが、営業費用では 752 万 3,000 円減額し、補正後の営業費用総額を 7 億 621 万 2,000 円としております。内訳といたしましては、管渠費では電気料金の実績見込みによる動力費の減額、処理場費では東三成アクアセンターの統合に伴います委託料などの減額、ポンプ場費では実績見込みによる動力費の減額、総係費では職員給与費の調整、減価償却費では前年度実績確定に伴います減価償却費の減額でございます。

また、営業外費用では、552 万 3,000 円の増額で、内訳といたしましては、起債金利の見直しに伴う企業債利息の増額、減免還付金の減少見込みにより雑支出の減額、前年度消費税額の確定に伴います消費税及び地方消費税の増額でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入では、児童手当の減に伴います一般会計出資金の減額 20 万円及び企業誘致に伴う区域外流入分担金の増及び笠岡市建設工事負担金の減により負担金の増額 820 万円でございます。資本的支出につきまして、建設改良費で 200 万円の減額でございます。内訳といたしましては、管渠建設費では人件費の調整を、ポンプ場建設費及び処理場建設費では補助事業費の組替えと人件費の調整を行っております。

4 ページからは給与費明細書を、10 ページからは補正予算実施計画書を添付しておりますので、御覧いただきまして説明につきましては省略させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） それでは議案第 85 号、令和 5 年度矢掛町東三成財産区特別会計補正予算(第 1 号)について、御説明申し上げます。

補正額は 10 万円で、内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、6 ページをお開きください。まず、2 段目の 3 歳出の 1 款管理会費でございますが、補正額 10 万円で内容は研修旅費の追加計上でございます。財源は、上に戻って、2 歳入の 3 款繰入金でございますが、補正額 10 万円で、財産管理運営基金からの繰入金を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 町長から提案理由の説明並びに担当課長から詳細な内容の説明が終わりました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日 6 日の午前 9 時 30 分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、次の本会議は明日 6 日の午前 9 時 30 分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆様御苦労さまでした。散会。

午前 11 時 44 分 散会